

松本市外の学校へ進学される皆様へ

住民票を移して進学する場合、親元の国民健康保険を継続することができます。この場合、学生用の保険証に切り替える手続きが必要ですので次の必要書類をお持ちください。

必要な書類

例 学生証、在学証明書

授業料を納めたことがわかる領収書

(入学金の領収書では確認ができない場合があるため)

学生用保険証の注意点

- 1 他市町村へ転入するとき
松本市の保険証を持っていく場合は、転入先の市町村に、○学の保険証を提示し、転入先の市町村の国保に加入しないようにしてください。
- 2 学校を卒業、退学したとき
学生の間だけ松本市の国民健康保険に加入できます。卒業や退学した場合は、松本市に喪失の手続きをお願いします。
- 3 就職やアルバイト等で会社の保険証をもらったとき
保険を二重に入ることはいけません。必ず松本市国民健康保険の喪失手続きをお願いします。

お手続き等のお問い合わせ先

松本市役所 保険課 保険給付担当 までご連絡ください。

電話 0263-34-3203 〒390-8620 松本市丸の内3番7号